

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

（2）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

（3）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（4）退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

（5）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

（6）消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

(注) 就業規則第 3 条に規定する職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類(第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式)
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)
- (3) 拠点区分の計算書類(第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ 療護園拠点区分

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号、以下「社会福祉法」という。)第 2 条第 2 項第 4 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する障害者支援施設八王子療護園を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 八王子療護園 施設入所支援サービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する障害者支援施設[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援]

② 八王子療護園 生活介護サービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護)

③ 八王子療護園 短期入所サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所)

ウ グッドフェロー拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(共同生活援助)を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① グッドフェロー 共同生活援助サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助)

② ばんびーの 放課後等デイサービス区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する障害児通所支援事業[児童福祉法(昭和22年法律第164号、最終改正平成26年法律第79、以下「児童福祉法」という。)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス]

③ こばん 放課後等デイサービス区分

社会福祉法第2条第3項第2号(第2種社会福祉事業)に規定する障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス)

④ 悠民 障害者日中一時支援サービス区分

八王子市障害者日中一時支援事業実施要綱に規定する八王子市障害者日中一時支援事業(公益事業)

エ ふらっと拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(共同生活援助)を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① ふらっと 共同生活援助サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助)

② ふらっと 短期入所サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所)

オ 八王子地域生活支援室拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護)八王子地域生活支援室を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① 八王子地域生活支援室 居宅介護サービスサービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護)
- ② 八王子地域生活支援室 重度訪問介護サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護)
- ③ 八王子地域生活支援室高尾 一般相談支援事業サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する一般相談支援事業
- ④ 八王子地域生活支援室高尾 特定相談支援事業サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する特定相談支援事業
- ⑤ 八王子地域生活支援室 移動支援サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する移動支援事業

カ とことこ拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業とことこを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① とことこ 就労継続支援 B 型サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援)
- ② とことこ 生活介護サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護)

キ グループ G 拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業グループ G を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- ① グループ G 就労継続 B 型サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援)
- ② グループ G 生活介護サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2(第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護)

③ 自家用有償旅客運送事業サービス区分

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 1 項第 2 号に規定する自家用有償旅客運送事業（公益事業）

ク デイサービスTRY拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業TRYを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① デイサービスTRY 就労継続B型サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援）

② デイサービスTRY 生活介護サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2（第 2 種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	237,745,491	0	0	237,745,491
建物	483,412,125	6,863,260	27,621,967	462,653,418
合計	721,157,616	6,863,260	27,621,967	700,398,909

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	153,505,175 円
建物（基本財産）	309,491,735 円
計	<u>462,996,910 円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	40,950,000 円
計	<u>40,950,000 円</u>

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	768,477,145	305,823,727	462,653,418
建物	33,241,865	11,003,475	22,238,390
構築物	60,614,920	45,051,871	15,563,049
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	63,381,506	47,296,313	16,085,193
器具及び備品	64,650,686	44,341,666	20,309,020
有形リース資産	6,642,000	1,583,300	5,058,700
合計	997,008,122	455,100,352	541,907,770

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	104,303,795	0	104,303,795
未収金	128,049	0	128,049
合計	104,431,844	0	104,431,844

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	2,106,401 円	1,912,521 円
② 長期前払費用からの振替額	170,971 円	191,490 円
貸借対照表計上額	<u>2,277,372 円</u>	<u>2,104,011 円</u>

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

ノア（車両運搬具）である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(1) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 差額発生事由

デイサービスTRY拠点区分において前年度中に誤って不要な預金取引仕訳（給与仕訳）を計上したことにより前年度決算数値に1万円の差額があることが判明し、当年度期首前に修正したが、決算日後であったため登記の変更修正はせず、当年度決算において正規の数値としたことにより、該当科目に前年度との差額が生じている。

(4) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 工賃変動積立金

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号、以下「運用上の留意事項」という。）19(3)アにおいて設定することができることとされた、毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備えて積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

② 設備等更新積立金

「運用上の留意事項」19の(3)イにおいて設定することができるとされている就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

③ 法人運営積立金

法人が長期的に安定した経営を確保するための財源として積み立てているものであり同額の積立預金を留保するものである。

当該積立金の取り崩しにあたっては、あらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すこととなる。

④ 人件費積立金

将来の施設職員の人件費に係る資金不足に備えるため、積み立てているものであり、同額の積立預金を留保するものである。

当該積立金の取り崩しにあたっては、あらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すこととなる。

当年度において、理事会承認のもと療護園拠点区分で14,500,000円の取崩を行っている。

⑤ 施設整備等積立金

将来の施設の大規模修繕等に係る資金不足に備えるため、積み立てているものであり、同額の積立預金を留保するものである。

当該積立金の取り崩しにあたっては、あらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すこととなる。

なお、当年度において、療護園拠点区分でサンルーム設置工事費等に充当するため6,500,000円、とことこ拠点区分で冷蔵庫代に充当するため602,640円を理事会承認のもと取崩を行っている。